

# 国民年金の手続きを忘れていませんか？

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入しなければなりません。

被保険者の種別は職業等により異なります。

自営業者や学生・フリーターなどの方は第1号被保険者、厚生年金や共済組合に加入している方は第2号被保険者、65歳未満の第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収130万円未満)の方は第3号被保険者です。

ご本人や配偶者の就職・転職・結婚などの人生の節目には、年金の資格変更の手続きが必要となる場合があります。手続きが遅れると、万が一、病気やケガで障害が残った場合や亡くなられた場合に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなくなる場合があります。手続きを忘れないようご注意ください。



	こんなときには手続きが必要です	必要な手続き	手続き先
20歳未満の方	学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき	加入手続き(第1号被保険者)	保険・医療課
	第2号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	加入手続き(第3号被保険者)	扶養している側の勤務先
20歳以上の方	就職して第2号被保険者となった配偶者に扶養されるようになったとき	被保険者種別の切り替え(第1号→第3号)	扶養している側の勤務先
	60歳になる前に会社などを退職したとき	被保険者種別の切り替え(第2号→第1号)	保険・医療課
	会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	被保険者種別の切り替え(第2号→第3号)	扶養している側の勤務先
	配偶者が退職し、第2号被保険者に扶養されなくなったとき	被保険者種別の切り替え(第3号→第1号)	保険・医療課
	パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から除外されるとき		

問い合わせ 市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501

## 『障害児タイムケア事業』サービスの対象者を拡充します

障がいのある中高生の下校後の活動場所確保等のために実施している『障害児タイムケア事業』が、平成28年度から、特別支援学校の小学部に在学している児童も利用できるようになります。この改正に伴い、サービスの利用を希望する児童を募集します。

今回募集するのは、次の①から③のすべてに該当する児童のみです。

- ①加東市に住民登録があり、身体障害者手帳または療育手帳を所持している方
- ②特別支援学校小学部に在学している方
- ③同居する18歳から65歳の家族に、仕事や病気、家族の介護などの理由で見守ってもらうことができないため、放課後、夏休みなどに活動場所が必要な方

**利用日時** 月曜日から金曜日 下校後から18時まで  
※夏休みなどの長期休業期間は8時30分から18時まで

**利用料金** 月額6,000円(8月のみ15,000円)  
**実施場所** ラポートやしろ2階

申し込みに必要なもの

- ①利用申込書
- ②勤務証明書など家族が見守ることができないことを証明する書類
- ③障害者手帳の写し
- ④印鑑

**申込方法** 申込書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて、3月18日(金)までに社会福祉課へ持参してください。

申込書類は社会福祉課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。  
※受付期間終了後、面接を行い、利用者を決定します。

問い合わせ

福祉部社会福祉課(庁舎1階) ☎43-0409

## 消費生活相談窓口からのお知らせ

### 身につけよう！契約の基礎知識



消費者トラブルに遭わないためには、まず、契約の基礎知識を身につけることが大切です。

#### ●契約って何？

法的な権利・義務が発生する約束を契約といいます。「商品を買う」「携帯電話を利用する」「映画を観る」などは、全て契約です。「売りたい」「買いたい」というお互いの意思が合意した時に、契約は成立しています。また、押印や署名をしない口約束だけでも、契約は成立します。

#### ●契約成立時の義務って？

契約の当事者は、どちらも約束を守らなければなりません。売買契約であれば、お店には「商品を引き渡す義務」が、お客には「代金を支払う義務」が発生します。

#### ●契約書をつくるのは何のため？

契約書を作成するのは、約束した内容を確認できるようにするためです。トラブルが発生したときの重要な証拠となるため、契約書にサインをする前に、内容をよく確かめましょう。

#### ●契約を取り消したい時には？

いったん契約をすると、特別な場合を除いて、一方的に解約することはできません。解約には合意が必要で、場合によっては違約金が発生することもあります。

- 消費者保護の観点から、合意がなくても契約を解除できる場合もあります。
- 未成年者契約の取り消し
  - クーリング・オフによる取り消しなど

契約に関してわからないことがあるときや、困ったときには、すぐに消費生活相談窓口へご相談ください。

問い合わせ 加東市消費生活相談窓口

(庁舎1階・市民生活部生活課内) ☎43-0502

## 加東市スポーツ推進委員を募集!

スポーツの実技指導や大会運営を通じて加東市のスポーツ振興を担う、加東市スポーツ推進委員を募集します。

- 活動内容** ・スポーツ推進委員会主催イベント(体力測定・ハイキング等)の運営  
・ニュースポーツの指導  
・市主催のスポーツ大会(ふれあい球技大会・加東伝の助マラソン大会等)の運営協力
- 募集対象** ・地域スポーツやスポーツの指導に関心のある方  
・現在、スポーツの指導等をされている方  
・地域スポーツの企画・運営に興味がある方

**応募資格** 市内在住・在勤の方で満20歳以上の方(学生は除きます)

**委員任期** 平成28年4月1日から2年間(平成30年3月31日まで)

**選任方法** 面談

**応募期限** 3月10日(木)

**申し込み・問い合わせ**

教育委員会生涯学習課(スカイピア)  
☎48-2566  
※月曜休館



## 新成人の集い実行委員会による

募金活動にご協力いただいたみなさまへ

平成28年加東市新成人の集い実行委員会が社会貢献のために実施した平成27年台風18号等による豪雨水害に対する復興義援金、東日本大震災への復興義援金の両募金活動では、たくさんの方々にご協力をいただき、豪雨水害に対する復興義援金22,355円、東日本大震災への復興義援金43,834円を集めることができました。

みなさまの温かいお気持ちに心から感謝いたします。誠にありがとうございました。

平成28年加東市新成人の集い 実行委員会員一同



問い合わせ 教育委員会生涯学習課(庁舎4階) ☎43-0545